南極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第五下欄に規定する環境大臣が定める種の一部を改正する告示案の概要

オンマトフォカ・ロスィ(ロスアザラシ)		する環境大臣が定める種は、次に掲げるものとする。      中南極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第五下欄に規	改正案	極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第五下欄に規定する環境大臣が定
三	(1) ニーアルクトケファルス・トロピカリス(アナンキョクオットセー アルクトケファルス・ガゼルラ(ナンキョクオットセイ)	定する環境大臣が定める種は、次に掲げるものとする。 南極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第五下欄に規	現	る環境大臣が定める種(平成九年環境庁告示第五十八号)(傍線の部分は改正部分)